

令和4年度

退職互助制度 加入のご案内

どなたでも
加入しやすく
なりました。

厚生会には退職後の生活を支援する退職互助制度があります。
現職中から加入者拠出金を積み立て、退職時に退職会員になることで、
退職後も医療費の給付を受けたり、事業に参加し交流を深めることができます。
この度、厚生会の会員ならどなたでも加入でき、
また退職後の給付を安心して受けていただけるよう制度変更を行いました。
この機会に退職互助制度への加入をぜひご検討ください。

制度変更のポイント

	新制度（令和4年4月以降）	旧制度（令和4年3月まで）
加入できる年齢を拡大	本人・配偶者ともに 19歳から59歳	本人 35歳から52歳 配偶者 35歳から59歳
いつでも加入できる	加入機会は毎月 *毎月10日までの申込で翌月から加入	加入機会は年度1回4月のみ
事業参加費を割引	退職互助制度の加入者は厚生会事業の 参加費を割引 *割引額は参加費が5,000円未満の場 合は500円、5,000円以上の場合は 1,000円	—
10年間の給付期間を保証	医療給付金事業の給付期間は退職後の 10年間 *令和4年4月以降の退職者が対象	60歳から70歳までの10年間

退職互助制度に加入すると

メリット 1

医療費の安心

風邪や虫歯など日常の通院にも対応

- 長期にわたる療養、ちょっとした治療を問わず、最も負担が増す年代の医療費の自己負担額を大幅に軽減することができます。
- 加入者の約90%が給付金を受けています。

メリット 2

生きがいの充実

退職会員のつながり

充実した退職後を過ごせるよう、支部単位の活動などを通して退職会員がつながることができます。

※8つの支部があります。(京都・乙訓、城陽・久世、綴喜、相楽、船井・北桑、天田・加佐、与謝、丹後)

メリット 3

老後資金の備え

将来への着実な積立

退職後の生活資金を給与天引きで積み立てる療養経費積立金(現在予定利率1.25%(事務費控除前))に加入できます。

(別紙「療養経費積立金」のパンフレットをご覧ください)

退職互助制度の事業内容

医療給付金事業

会員本人とその配偶者加入者対象

(会員は退職後10年間(60歳未満で退職した場合は60～70歳の10年間)、
配偶者は60～70歳までの10年間で給付期間)

療養給付金

入院から風邪や虫歯などの日常の通院まで保険診療による自己負担に対し、1ヶ月1医療機関につき72,300円を上限に給付されます。



1ヶ月1医療機関での自己負担額のうち1,000円を超える額を給付します(1,000円以下は給付対象外)。ただし、院外処方による「調剤」は1,000円以下も給付対象となります。

障害見舞金

身体等の障害により、療養給付金の給付を受けられなくなった場合に給付されます。

※払込済み拠出金合計額×1/2×(10年－経過年数)×1/10

人間ドック等利用助成金

年度1回、15,000円を上限に費用の30%が助成されます。



入院見舞金

10日以上入院した場合、年度1回5,000円が給付されます。



死亡弔慰金付加金

退職会員の資格取得後、給付期間終了までに死亡した場合に給付されます。

※払込済み拠出金合計額×1/2×(10年－経過年数)×1/10

令和4年3月末で廃止の給付について

- ①若年加入還付金(35～39歳で加入した会員には加入後、満5、10、15年経過時にそれぞれ5,000円を給付)
→令和3年度までに退職互助制度に加入された方へは給付いたします。
- ②健康活動助成金(年度を通じて療養給付金の給付を受けなかった場合に給付)
- ③未給付期間給付金(60歳を超えて在職した期間があれば、その期間に応じ給付)
→②③は、令和3年度末までに退職し、退職会員の資格を取得された方へは給付いたします。

給付事業

会員本人対象

○長寿祝金

古希・喜寿 5,000円

米寿 10,000円

○死亡弔慰金

10,000円



厚生事業

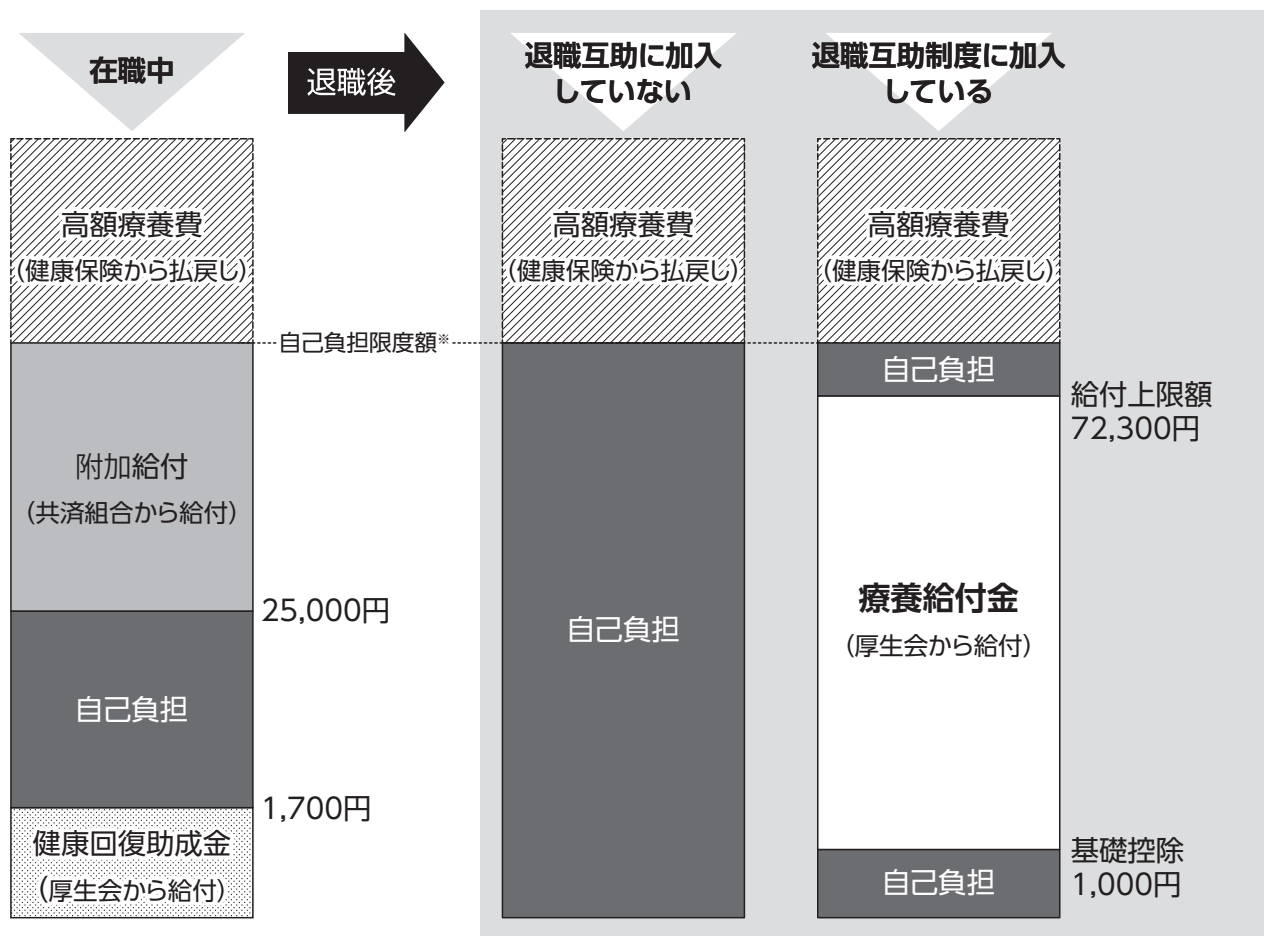
会員本人対象

○文化・スポーツ行事を行います。

○「退職会員れんぼう」を発行します。



療養給付金のイメージ



※自己負担限度額は所得により異なります。

〈療養給付金の給付例〉

- かぜで通院し、7,000円かかった（保険診療分）

領収書 ○月1日 <u>3,000円</u> A病院	領収書 ○月2日 <u>2,000円</u> A病院	領収書 ○月2日 <u>2,000円</u> B薬局
合計 7,000円		



6,000円 が給付されます

自己負担は **1,000円**

- 骨折で入院し、8万円かかった（保険診療分）

領収書(入院) △月1日～△月10日 <u>80,000円</u> A病院
--



71,300円 が給付されます

(療養給付金の上限額72,300円)

自己負担は **8,700円**

— 加入手続き —

加入対象者 19～59歳の厚生会会員とその配偶者

※会員が未加入の場合、配偶者のみの加入はできません。

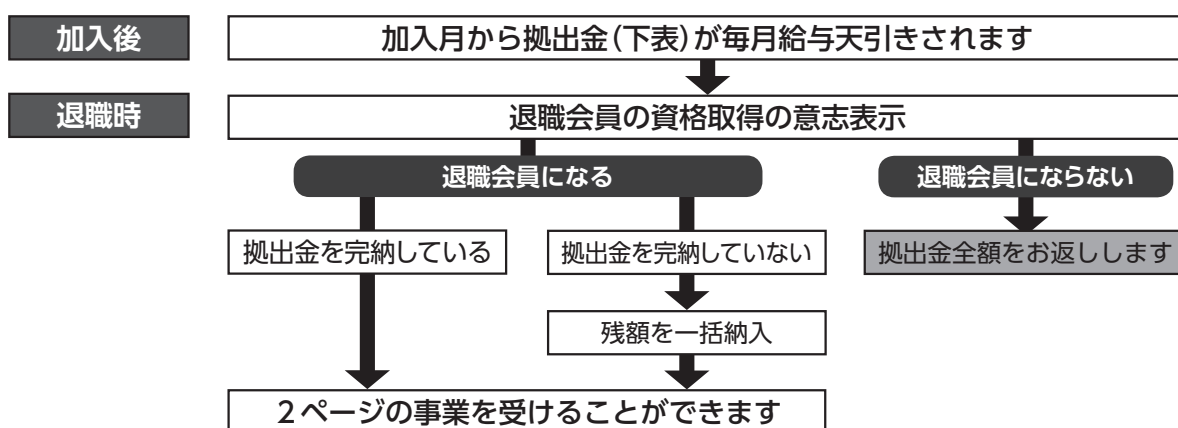
※加入者拠出金は下表のとおり。

加入方法 「退職互助制度加入申込書」 に必要事項を記入のうえ、所属所の厚生会事務担当者へ提出してください。

加入時期 毎月10日(厚生会必着)までの受付で、翌月から加入。

※令和4年4月の加入に限り、2月28日(月)までに別紙「加入申込書」を所属所の厚生会事務担当者へ提出してください。

退職互助制度に加入してからの流れ



加入者拠出金表

加入年齢	月 額	回 数	合計額	加入年齢	月 額	回 数	合計額	加入年齢	月 額	回 数	合計額
19歳	1,360 (4,240)	492	672,000	35歳	2,240	300	672,000	51歳	7,280	108	786,240
20歳	1,400 (1,400)	480		36歳	2,350	288	676,800	52歳	8,280	96	794,880
21歳	1,430 (4,190)	468		37歳	2,480	276	684,480	53歳	9,570	84	803,880
22歳	1,470 (3,150)	456		38歳	2,620	264	691,680	54歳	11,290	72	812,880
23歳	1,510 (3,070)	444		39歳	2,770	252	698,040	55歳	13,700	60	822,000
24歳	1,550 (3,950)	432		40歳	2,930	240	703,200	56歳	17,320	48	831,360
25歳	1,600 (1,600)	420		41歳	3,120	228	711,360	57歳	23,370	36	841,320
26歳	1,640 (4,520)	408		42歳	3,320	216	717,120	58歳	35,470	24	851,280
27歳	1,690 (4,450)	396		43歳	3,550	204	724,200	59歳	71,790	12	861,480
28歳	1,750 (1,750)	384		44歳	3,810	192	731,520	※加入年齢は年度末の年齢となります。 ※19～34歳に加入された方の最終回の月額は上表の()内の額となります。 ※拠出金の納入は加入月からの給与天引きとなります。			
29歳	1,800 (4,200)	372		45歳	4,110	180	739,800				
30歳	1,860 (4,260)	360		46歳	4,440	168	745,920				
31歳	1,930 (2,290)	348		47歳	4,840	156	755,040				
32歳	2,000 (2,000)	336		48歳	5,290	144	761,760				
33歳	2,070 (3,390)	324		49歳	5,840	132	770,880				
34歳	2,150 (3,350)	312		50歳	6,490	120	778,800				

その他取扱い

◆退職会員の資格を取得する場合、在会5年以上かつ40歳以上であることが条件です。

◆健康保険法の改正または大幅な医療費の上昇によっては事業や拠出金の調整を行うことがあります。

Q & A

Q. 何歳で加入しても拠出金の条件は同じですか。

A. 若くに入会するほど拠出金の月額や総額を抑えることができます。例えば加入年齢が35歳と55歳での違いは次のとおりです。

35歳…2,240円×300回＝672,000円 55歳…13,700円×60回＝822,000円

また、34歳以下の加入者については、拠出金総額は変わりませんが若くに入会するほど毎月の拠出金は抑えることができます。

Q. もし退職互助制度を脱退する場合、拠出金はどうなりますか。

A. 現職中、退職時にかかわらず脱退される場合は、払い込まれた拠出金を全額お返しします(掛け捨てではありません)。ただし、退職会員の資格取得後(配偶者は医療給付金の受給権取得後)の任意脱退は、拠出金をお返しできません。

Q. 既に制度に加入しており、令和4年3月末で退職します。今回の制度変更に伴って給付期間等に変更はありますか。

A. 令和4年3月末で退職される方には旧制度が適用されます。'60～70歳までの10年間の給付期間'や'健康活動助成金' '未給付期間給付金'の給付等、制度変更に伴う変更点はありません。